

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1103））
2. 日 時：平成30年7月4日 10時00分～12時10分  
13時30分～17時15分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、秋本安全審査官、田尻安全審査官、  
関根技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、矢野審査チーム員

事業者：

日本原子力発電株式会社：東海第二発電所 保守室 副室長 他31名

東北電力株式会社：原子力部（原子力技術） 担当 他5名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 担当 他6名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他4名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 主任 他5名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他4名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他4名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月9日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち外部火災への配慮に関する説明書、原子炉格納施設の設計条件に関する説明書及び要目表について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【外部火災への配慮に関する説明書関係】

- 放水路ゲートに対する船舶火災等による影響をどのように考慮したのか整理して提示すること。

【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書関係】

＜格納容器圧力逃がし装置関係＞

- 格納容器圧力逃がし装置の系統の圧力損失の算出過程を整理して提示すること。
- フィルタ装置内の各部の温度に対して最高使用温度、よう素フィルタ部の過熱度との関係を整理し、J A V A - P L U S 試験での確認範囲内であることを説明すること。
- 移送ポンプの容量（10m<sup>3</sup>/h）の設定根拠を整理して提示すること。
- 放射性よう素の再揮発の影響評価について、窒素ガスにより冷却されることから温度上昇は十分低く抑えることができるとあるが、その根拠を整理して提示すること。
- 系統流量の算出に用いる飽和水の温度を60℃としている根拠を整理して提示すること。

#### 【要目表関係】

- 廃棄物処理設備（セメント固化装置等）の撤去工事について、当該撤去工事に伴い一部設備が廃棄物処理設備から廃棄物貯蔵設備になることから、廃棄物貯蔵設備としての技術基準適合性を示す説明書を提示すること。
- 制御棒ハンガーの一部使用中止に伴いサイトバンカで貯蔵する廃棄物の増加が見込まれるため、技術基準規則第40条（廃棄物貯蔵設備等）への適合性を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

提出資料：

- ・ V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 外部火災への配慮に関する説明書のうち 補足-90-1【外部火災への配慮に関する説明書】
- ・ V-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書のうち 補足-270-3【格納容器圧力逃がし装置について】
- ・ 東海第二発電所 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書に係る補足説明資料（コリウムシールドの設計）